

お客様本位の業務運営方針

株式会社ストライク（以下、「当社」といいます。）は、「仕事に誇りを持ち、全力でお客様に尽くす」を私たちの行動規範として掲げ、お客様第一の取組みを推進しております。当社は、金融商品仲介業務の遂行にあたり、お客様第一の取組みを一層推進するため、「お客様本位の業務運営方針」を策定・公表するとともに、本方針に基づく判断・行動を徹底してまいります。

1. お客様の最善の利益の追求

当社は、所属金融商品取引業者への紹介を行うにあたり、お客様を「よく知る」ことから始め、ニーズや目的をしっかりと伺います。その上で、お客様の知識・投資経験・資産の状況等に照らし、適切な所属金融商品取引業者の商品・サービスの情報提供を心がけます。

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」：原則2

2. 利益相反の適切な管理

当社は、「お客様本位」の考えに立ち、誠実・公正に業務を遂行するため、想定される利益相反の可能性を把握し、不適切な提案が行われないよう適切な管理を行います。

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」：原則3

3. 手数料等の明確化

当社は、所属金融商品取引業者が提供する商品・サービスに対し、お客様にご負担いただく手数料について、その種類や性質についてできる限り分かりやすく丁寧な情報提供に努めます。

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」：原則4

4. 重要な情報の分かりやすい提供

当社は、お客様にとって重要な情報を十分にご理解いただけるよう、所属金融商品取引業者の情報及び、提供する商品・サービスの重要な情報をお客様に適した方法で分かりやすく提供します。

金融庁「顧客本位の業務運営の原則」：原則5

5. お客様にふさわしいサービスの提供

当社は、所属金融商品取引業者と取引を行ったお客様の顧客満足度向上のため、継続してアフターフォローを実施いたします。加えて、金融商品仲介業務にかかるお客様のお問い合わせや苦情などは専用ダイヤルを設置するとともに、当社ウェブサイトを通じてのお申出も可能とするなど、お客様からのお申出に対し迅速かつ真摯な対応に努めます。

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」：原則6

6. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

当社は、従業員が「お客様本位で考え行動する」ため、取組みの継続と実効性の確保に向け、従業員に対し適切な動機付けを図ってまいります。「お客様本位」の営業活動を促す評価体系の整備に努めるとともに、誠実・公正な業務の遂行、職業倫理の向上に向けた研修等の実施に努めます。

金融庁「顧客本位の業務運営の原則」：原則7

株式会社ストライク

2024年7月29日